

岡山市消防局から  
お知らせです！



# 違反対象物の公表制度

平成27年4月1日からスタート

消防法令違反の建物を  
岡山市のホームページに公表します。



## 【違反公表制度】

建物を利用される方自身が安全の判断ができるために、建物に重大な消防法令違反が認められる場合、その名称等を公表するものです。

## 【公表制度の対象となる建物】

多数の方や自力で避難をすることが難しい方が利用する建物

劇場・映画館・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・社会福祉施設など

## 【公表制度の対象となる違反】

義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が設置されていない違反

## 【公表内容】

- ・建物の名称 【例：〇〇ビル】
- ・所在地 【例：岡山市〇区〇〇町〇-〇】
- ・違反の内容 【例：自動火災報知設備の未設置】

消防局では、このような違反のある建物の所有者に対して、継続して改善指導を行っています。

## 【建物所有者のみなさまへ】

重大な違反はもとより、火災予防上の不備がないように、防火管理を適切に行ってください。また、建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。

岡山市消防局

お問い合わせ  
予防課違反是正係  
086-234-9980

【予防課URL】 [http://www.city.okayama.jp/category/category\\_00001377.html](http://www.city.okayama.jp/category/category_00001377.html)